

奈良県告示第百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和四年九月九日

奈良県知事 荒井正吾

和田 至弘	施術者の氏名	和田整骨院 北葛城郡河合町大字長楽四二	施術所の名称及び所在地	令和四年六月十六日	廃止年月日
-------	--------	------------------------	-------------	-----------	-------